

## 第 2 2 期

# 第 2 回大分県内水面漁場管理委員会

## 議 事 録

開催日時 令和 7 年 7 月 3 1 日（木） 1 5 時 3 0 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階研修室



第22期大分県内水面漁場管理委員会 第2回委員会

1. 開催日時 令和7年7月31日(木) 15時30分

2. 開催場所 大分県水産会館 5階研修室

3. 出席委員 手島勝馬(会長、議長)  
山下あづさ  
久寿米木洋子  
秦香織  
横松芳治  
後藤公成  
松原かおり  
秦和恵  
宮名利光廣

欠席委員 北西 滋

農林水産部 大塚水産担当審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 平川参事、三ヶ尻主幹(総括)、野田主査、甲斐主任、利光主事

水産振興課 高田課長、入江主任

4. 議事録署名委員 久寿米木委員、宮名利委員

5. 審議事項及び審議結果

第1号議案 令和6年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について

審議の結果 報告のとおり確認した

第2号議案 令和7年度第五種共同漁業の増殖計画について

審議の結果 報告のとおり確認した

第3号議案 公共用水面からのこいの持ち出しの制限について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第4号議案 公共用水面へのこいの放流の制限等について

審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第5号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第6号議案	大野川・鶴崎漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第7号議案	番匠川漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第8号議案	堅田川漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第9号議案	玖珠郡漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第10号議案	日田漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第11号議案	大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第12号議案	津江漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した

## 6. 審議概要

参 事	<p>それでは、ただいまから第22期第2回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。</p> <p>本年度から事務局長を務めます平川です。よろしく申し上げます。</p> <p>はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中9名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。</p> <p>最初に、大塚水産担当審議監兼漁業管理課長からあいさつを申し上げます。</p>
大塚審議監	( あいさつ )
参 事	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、お手元の「職員出入り表」をご覧ください。令和7年</p>

4月1日付けの人事異動にともない、事務局の関係職員の異動がありましたので、自己紹介いたします。

(高田課長、平川参事、三ヶ尻総括、甲斐主任、自己紹介)

続いて本日の資料ですが、本日はタブレットを用意できなかったため議案書については、紙で用意しております。

また、全国内水面漁場管理委員会連合会の会報をお配りしておりますのでお持ち帰りください。

それではこれより議事に入ります。

大分県内水面漁場管理委員会事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以後の進行を手島会長にお願いいたします。

議 長

議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本日は、宮名利委員と久寿米木委員にお願いします。

本日は、12題の議案を審議する予定となっております。スムーズな運営に努めて参りますので皆様方のご協力をお願いします。

それではこれより議事に入ります。

第1号議案の「令和6年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」と第2号議案の「令和7年度第五種共同漁業の増殖計画について」とは、相互に関連がありますので、これを一括して審議したいと思います。

まず、事務局から提案理由を説明してください。

参 事

それでは第1号議案と第2号議案につきまして、一括してご説明します。

お手元の議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案「令和6年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」です。内水面における第五種共同漁業の免許の要件として、漁業法第168条に「当該漁業の免許を受けた者が、当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。このため、令和6年度の増殖実績について、漁業権者である各内水面漁協からの報告に基づ

き、増殖義務に見合った実績になっているかを確認していただくものです。

なお、本県では当該年度の組合総経費の30%以上を増殖事業に充てることとしています。

議案書の3ページをご覧ください。

令和6年度最終実績表を載せています。この表は、令和6年度の組合決算に基づき組合経費総計及び増殖事業に要した経費を魚種ごとに作成したものです。

なお、令和6年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年7月25日に開催されました第21期第10回委員会でご確認をいただいております、その資料を4ページに掲載しています。

最初にこの表の見方についてご説明しますので3ページの表の1番上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

①は、組合の年間の総経費です。

②は、増殖事業費の内訳です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業の内訳で、④が種苗放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっておりまして、上の欄が量で、下の欄が金額です。

最後の⑦は各漁協の事情や、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということに記載しています。

さて、確認事項となります③の「増殖事業費割合」につきましては、各漁協の状況を見てみますと、免許番号1の山国川漁協ですが、41.1%と30%を超えています。

以下、免許番号2の一番上の駅館川漁協から免許番号12の津江漁協まで、すべての漁協において30%を超えています。

④の増殖事業の放流魚種別内訳で、こいの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされており、水産庁の指導に基づき「こいについては放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

県下における年間の増殖金額につきましては、②の増殖事業費の内訳の計の欄の1番下をご覧ください。9,891万7千円となっております、次のページに令和6年度の計画を掲載しております

が、計画の9,351万6千円を上回る増殖事業が実施されております。

続きまして、5ページの第2号議案「令和7年度第五種共同漁業の増殖計画について」です。各漁協の増殖計画については、次の6ページをご覧ください。

一覧表の③の増殖事業費割合のとおり、山国川漁協の45%からはじまり、免許番号12の津江漁協の64.8%まで各漁協それぞれ増殖義務の基準値である30%を超えています。

したがって、各漁協の増殖実績及び計画については、増殖義務に見合ったものであると認められます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

ご意見もないようですので、まず、第1号議案について審議いたします。第1号議案については、報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議長

異議がないようですので、第1号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第2号議案について審議いたします。第2号議案については報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議長

異議がないようですので、第2号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第3号議案の「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」と第4号議案の「公共用水面へのこいの放流の制限等について」とは関連がありますので、一括して審議することとします。

事務局は提案理由を説明してください。

## 参 事

議案書の7ページをご覧ください。第3号議案「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」です。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により知事が定めた公共用水面からコイを持ち出しての他水域への放流を禁止しています。

「公共用水面」というのは、公共の用に供される河川等の水域のことです。

次に、第4号議案の「公共用水面へのコイの放流の制限等について」ですが、11ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により公共用水面にこいを放流する場合の要件を義務づけるとともに、公共用水面へのこいの遺棄を禁止しています。

この第3号議案と第4号議案の委員会指示の有効期間が本年8月31日で終了するため、知事から大分県内水面漁場管理委員会会長あて、昨年と同様の内容で、令和7年9月1日から翌年8月31日までを新たな有効期間とした委員会指示の発出が依頼されています。

8ページをご覧ください。知事から本委員会会長あての依頼文の写しを掲載しています。

依頼の内容は、①こいを持ち出しての他水域への放流禁止、②こいを放流する場合の要件の義務づけ、③公共用水面へのこいの遺棄禁止の3項目を内容とする委員会指示の発出要請です。

委員会指示の内容については、それぞれの告示案で説明いたします。9ページをご覧ください。こちらは要望①に対応した委員会指示の案です。

漢数字一の「指示の内容」として、「公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっていると疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。」としています。

1行目「公共用水面及びこれと連接一体を成す水面」とは、河川はもちろんこと、河川とつながっているため池などを想定したものであり、河川に生息するコイが移動可能な水域をもれなく示

す表現としています。

3行目「委員会が承認した場合」とは、試験研究などの場合を想定しており、事務局において放流の目的等を確認し、必要性が認められれば承認することとしています。同じく3行目「こいを持ち出して他の水域に放流してはならない」とは、他の河川等に放流してはいけないということです。

また、5行目で、知事が水域の範囲について速やかに公表することが規定されています。次の10ページに知事が公表する告示を掲載していますが、これらの水域は、これまでにコイヘルペスウイルス病が発生している水域ということになります。

現行の委員会指示の有効期限が8月31日までとなっていることから、これらの水域についても新しい委員会指示に基づいた形で改めて県のホームページや県報告示で公表を行う予定です。

9ページにお戻りください。漢数字二の「指示の期間」は、令和7年9月1日から令和8年8月31日までの1年間としています。

次に、12ページをご覧ください。こちらは要望②と③に対応した委員会指示の案となります。

漢数字一の「指示の内容」において、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。」とし、放流を行う際の要件を、1の(一)において「コイヘルペスウイルス症の発生が確認された水域のこいでないこと」、(二)において「PCR検査の結果が陰性であること」と定めます。

また、2では「生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体と成す水面へのこいの遺棄」を禁止します。

漢数字二の「指示の期間」は、令和7年9月1日から令和8年8月31日までの1年間としています。

ここで、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、担当課の水産振興課からご説明いたします。

入 江

水産振興課の入江です。

13ページの「内水面漁場管理委員会資料コイヘルペスウイルス病」と表記している資料でご説明します。

14ページをお開きください。まず、コイヘルペスウイルス病の概要についてご説明させていただきます。この病気はマゴイやニシキゴイがコイヘルペスウイルスに感染することで発症します。

このウイルスはコイだけに感染して他の魚に感染することはありません。人に感染することもなく、仮に感染したコイを食べても人体に影響が及ぶことはありません。

一方で、感染したコイの死亡率は高く、養殖業などに大きな被害を及ぼします。主な感染経路は接触感染であり、潜伏期間は2～3週間とされています。感染の有無はPCR検査等によって診断できますが、治療法は今のところありません。

発生状況について、コイヘルペスウイルス病は国内外で発生しており、日本では47都道府県全てで発生が確認されています。そのため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定され、養殖業において発生が確認された場合は、同法に基づくまん延防止措置がとられます。

次のページをご覧ください。疾病の全国並びに本県での発生状況を示した資料です。1の2)をご覧ください。令和7年度の全国のコイヘルペスウイルス病の発生状況ですが、7月7日までに、栃木県で1件、山形県で1件の合計で2件の発生が確認されています。

2に本県の発生状況を示しています。2)をご覧ください。平成15年から令和7年現在までの発生状況を示しています。平成21年度以降は未報告水域での発生のみを計上していますが、平成22年10月以降は未報告水域での新たな発生は確認されておりません。

一方で、国は、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止の観点からコイの放流は自粛する方針を掲げており、今年度も継続しております。このため、引き続き感染拡大を防ぐために委員会指示を发出していただき、蔓延防止の措置をお願いいたします。

続いて、16ページは過去本県で発生した場所を地図に落としたものです。

17ページをご覧ください。この資料は、県内の主な河川等における発生場所を水域等で分けした地図です。既発生水域を赤色、未報告水域を青色で示しています。

18ページでは、コイヘルペスウイルス病が疑われる場合の対応方針を示しています。もし異常があった場合には、この資料をもとに対応します。

コイヘルペスウイルス病については、以上です。

参事 以上で、第3号議案と第4号議案の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、まず、第3号議案について審議します。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。

次に、第4号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。

次に第5号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参事 議案書の19ページをご覧ください。

うなぎ稚魚漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項及び法第171条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

20ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

21ページをご覧ください。「1 制限措置及び申請期間の公

示制度の趣旨」についてです。

漁業調整規則第4条第1項のウナギ稚魚漁業いわゆるシラスウナギ漁について、許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。「うなぎ稚魚漁業」は、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長13センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。

公示の背景としましては、許可の有効期間の満了に伴う許可の更新となっています。

本件公示の制限措置の内容については、実際の公示案により説明しますが、昨年度の公示からの変更点は、年次の修正のみとなっており、内容についての変更はございません。

次の22ページをご覧ください。

ウナギ稚魚漁業につきましては、昨年度と同様に天然ウナギ資源の保護の観点から、制限措置案が作成されており、基本的に昨年度と同様の内容となっていますので、代表して表の一番上の「番号15-1-1」で概要を説明します。

左の欄から、漁業種類はうなぎ稚魚漁業で、許可等をすべき漁業者等の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数はいずれも「定めなし」です。

操業区域は文言で表記しているとおりで、「中津市から豊後高田市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第1号、内共第2号及び内共第9号の共同漁業権の漁場区域を除く。」となっており、24ページに地図を掲載しています。

22ページにお戻りください。次に漁業時期ですが、「1月15日から4月30日まで」としています。なお、漁業時期については、例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の中で、実際に採捕することができる期間を許可の条件と

して定めます。

次の欄の漁業を営む者の資格は、「次の（１）及び（２）に該当する者。（１）内水面漁業の振興に関する法律第２６条第１項に基づく指定養殖業の許可（以下「指定養殖業の許可」という。）を有する者（以下「養殖業者」という。）であつてにほんうなぎの池入割当量を有する者。（２）大分県漁業調整規則第４条第１項第２号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づき、当該操業区域の令和７年採捕実績（以下「採捕実績」という。）を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。」としています。

なお、一番左の欄の番号、１５－１－１から１５－１－４までが養殖業者、１５－２－１が養殖業者への供給目的に採捕する内水面漁協、１５－３－１が放流用に採捕する内水面漁協に対する許可の制限措置となっております。

一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。

以上が、制限措置の内容についての説明です。

２５ページをご覧ください。「４ 公示の申請期間」です。

まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第１１条第２項に規定される原則の１ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年とします。今回は、後者に該当するため、申請期間は周年となっております。申請期間については以上です。

なお、ご参考までに「許可の有効期間」については、大分県漁業調整規則に規定されているとおり、許可の日から１年間とします。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間については以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、第５号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

秦(香)委員

漁業を営む者の資格の（２）に令和７年の採捕実績を有するも

のとあるじゃないですか。ということは、新規参入はしないということなんですか？

野田主査 基本的に、純粋な新規の参入は認めておりませんで、既に許可を持っている方から承継された場合しか新しい方は入れないという仕組みになっています。

議 長 他にご意見もないようですので、第5号議案については原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第5号議案は原案のとおり異議のない旨を知事に答申することとします。

続いて第6号議案の「大野川・鶴崎漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 議案書の26ページをご覧ください。

第6号議案についてご説明いたしますが、第22期大分県内水面漁場管理委員会になって今回初めて第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について審議しますので、まずは、遊漁規則に関する制度をご説明します。

27ページをご覧ください。

遊漁規則とは、漁業法第170条第1項に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者、すなわち漁業権者たる内水面漁業協同組合が、組合員以外の者のする採捕を制限しようとするときに定める規則です。遊漁規則を定めたときは、組合員以外の者、すなわち遊漁者に対しては、遊漁規則が適用されます。遊漁者が遊漁規則に違反した場合、例えば遊漁料を支払わない場合は漁業権侵害となりえます。

なお、漁業権者が遊漁規則を定めない場合は、遊漁を制限することはできませんので、遊漁者は自由に遊漁できることとなります。

28ページをお開きください。遊漁規則に記載することとなっている事項は、漁業法第170条第2項及び漁業法施行規則第57条で列記されており、その内容はお手元の資料のとおりです。

29ページをお開きください。遊漁規則の改正の流れをまとめています。まず、漁業権者が希望する改正内容の案を、新旧対照表及び変更理由書とともに作成することから始まります。

改正内容の案ができましたら、事前に県と協議し、改正内容が漁業法第170条第5項に定める、県が認可する要件に該当するものであるかどうかについて確認、調整を行います。

この認可する要件につきましては、のちほどご説明いたします。

漁業権者と県で事前協議が整いましたら、漁業権者は総会又は総代会に改正内容を諮り、出席正組合員の過半数の賛成により議決します。その後、漁業権者は県へ認可申請します。

次の⑤として赤枠で囲っている部分が本日の内水面漁場管理委員会です。漁業権者から遊漁規則の変更認可申請を受けたときは、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない旨が漁業法第170条第4項に定められています。

本日の委員会で各遊漁規則の変更について、異議なしとの意見をいただきましたら、県は認可手続きを行います。その後、変更内容について県報及び県のホームページに掲載する方法により公示し、遊漁規則の改正の一連の手続は終了します。

30ページをお開きください。遊漁規則の認可要件です。知事が遊漁規則を認可する要件として、漁業法第170条第5項では「遊漁を不当に制限するものでないこと」と「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の二つが定められています。

これらの内容について、具体的な考え方については水産庁の通知において解説されています。

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁場紛争の防止その他組合員の生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限をいうものと解されています。

一方で、組合が行使規則で組合員に課している、漁場の区域、

採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではないとされています。

そのため、例えばアユの産卵場の保護のため、組合員及び遊漁者に同一の内容で禁漁区域を設けることは、不当な制限には当たらないということになります。

「遊漁料の額が妥当」かどうかについては、水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を妥当に算定されているかを確認のうえ、当該費用が組合員と遊漁者とで公平に負担されているかどうかで判断することとされています。

この際、公平性は漁場の利用度、すなわち人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案することとなっています。

今回認可について諮問する遊漁規則のうち、番匠川漁協及び堅田川漁協の遊漁規則は遊漁料に係る改正に該当します。

遊漁規則に関する制度の説明は以上です。

それでは、第6号議案の説明を行います。

議案書の26ページをご覧ください。

漁業法第170条第3項の規定に基づき、大野川漁業協同組合及び鶴崎漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

31ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、39ページから46ページに、現行の大野川漁協及び鶴崎漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

32ページをご覧ください。変更内容は、1 あゆの産卵場保護のための禁漁区の拡張 及び2 遊漁販売店の整理の2点です。変更内容の詳細については、33ページからの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

では、変更理由についてご説明します。32ページに戻ってください。まず、あゆの産卵場保護のための禁止区域の拡張です。あゆの産卵場所について、変化が生じていることから、拡張するものです。

場所について、37ページに図を示しています。水色で示した

部分が、従来の禁止区域で、大野川ゴルフ場入口の水路より10メートル上流の地点から下流150メートルまでの区域として設定されていました。

これを、黄緑色で図示した下流側に50メートル延伸するものです。なお、大野川漁協及び鶴崎漁協からは、行使規則についても同内容の変更を含んだ認可申請を受けています。

次に、34ページの新旧対照表をご覧ください。遊漁承認証の取扱いを停止する販売店があるため、遊漁販売店の記載の整理を行います。

38ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は令和8年4月1日です。

知事が遊漁規則を認可する要件についてですが、あゆの産卵場保護のため行使規則と同様の規制を設けるものであり、不当な制限には該当しません。また、遊漁販売店の整理については、遊漁の制限とは無関係です。

また、遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。

これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

後藤委員

大野川の禁漁区の区域を長くするという事なんですけど、その背景が何かあるんでしょうか？

利光主事

背景といたしましては、大野川漁協で産卵場を造成して、そこでアユの増殖を図っているということですが、その調査の結果、元々設定していた区域よりも下流の方に近年では多く産卵が見られるということですので、そちらの部分を新たに禁漁区に設定し、産卵場の保護を図るものです。

後藤委員

何かトラブルがあったとか、遊漁者が禁漁区域で遊漁しているとか、そういう理由ではない？

利光主事 純粹に河川環境の変化に伴い、よりアユを効率的に保護するためのものです。

横松委員 公平性ということで、漁業者に対する行使規則の変更をされるということですが、既に終わっているのでしょうか？今からされるのでしょうか？

利光主事 申請はすでに受け付けておりまして、今回の遊漁規則の改正の認可と同じタイミングで行使規則の方も認可の手続きを進める予定です。

横松委員 行使規則については、内水面漁場管理委員会が意見を言うとかそういった対応はないんですよね？

利光主事 法律上そういった規定にはなってございません。  
背景として、行使規則は組合員に適用されるルールですので、組合の意思決定に基本的に従うのが相当と。一方で遊漁規則は組合の外の遊漁者にも適用されることから、こういった形で広く意見をいただいたうえで認可の手続きを行うという趣旨でございます。

横松委員 両漁協とも、総会で議決されたうえで申請されているということでしょうか？

利光主事 漁協における手続きは適正に行われていることを確認しています。

議 長 他にご意見もないようですので、第6号議案の「大野川・鶴崎漁業協同組合遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします

す。

議 長

続いて第7号議案の「番匠川漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事

議案書の47ページをご覧ください。

漁業法第170条第3項の規定に基づき、番匠川漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

48ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、55ページから58ページに、現行の番匠川漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

49ページをご覧ください。変更内容は、1 あゆ漁のルアー使用の禁止、2 4月及び5月の毛鉤釣の禁止、3 夜間の漁の禁止、4 遊漁料の改定、及び5 遊漁販売店の整理の5点です。変更内容の詳細については、50ページからの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

新旧対照表のうち、51ページをご覧ください。遊漁料の改定の詳細をご説明します。右欄のとおり、現行規則ではあゆについては手釣、竿釣の遊漁券と、あゆかけ、いわゆるちょんがけの遊漁券とで別々に設定されていました。

また、あゆかけの際にスーツ・シュノーケルを使用する場合、別途2,000円を要することとなっていました。これらの券を全て統合し、あゆについては一律1日券1,000円、年券5,000円としています。あゆかけについては遊漁料の値上げとなっています。

えのはについては、従来1日券500円、年券3,000円であったところ、1日券1,000円、年券5,000円として、値上げとなっています。

はえ及びうなぎについては、従来えのはと一緒に記載されていたところ、実際にはそれぞれ別々に券を発行していたことから、誤解を生じることのないよう、遊漁料の改定に合わせて表でも記載を分離しています。はえ及びうなぎについては、遊漁料の改定

はありません。

では、変更理由についてご説明します。49ページに戻ってください。1のあゆ漁のルアー使用の禁止から3の夜間の漁の禁止までは、これまで遊漁規則上明文化されていなかった内規を、明文化するものです。

なお、この1から3の変更内容について、番匠川漁協からは行使規則についても同内容の変更を含んだ認可申請を受けています。

1のあゆ漁のルアー使用の禁止は、番匠川はあゆかけであゆを採捕する漁業者・遊漁者が多い場所ですが、川の中に入る際、流出したルアーが危険であるためです。

2の4月及び5月の毛鉤釣りの禁止は、あゆの遡上時期には毛鉤釣りであゆが釣れることがあり、あゆの遊漁期間を遵守し、遡上中のあゆを保護するために禁止しているものです。

3の夜間の漁の禁止は、転落等の水難事故を防ぐためです。なお、うなぎのつけ針やかにかごといった、昼間に漁具を敷設し、それを夜間に残置する漁法については、夜間に作業を行うものではないため、「夜間の漁」の禁止の対象外としています。

4の遊漁料の改定については、組合員と遊漁者の漁場利用度に応じた増殖費用の負担を行うためです。これは、のちほどご説明します。

5の遊漁販売店の整理については、遊漁券の取り扱いを開始する販売店があるためです。

53ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は令和8年1月1日です。

最後に、知事が遊漁規則を認可する要件についてです。

あゆ漁のルアー使用の禁止、4月及び5月の毛鉤釣りの禁止、及び夜間の漁の禁止については、行使規則と同様の規制を設けるものであり、不当な制限には該当しません。

また、遊漁販売店の整理については、遊漁の制限とは無関係です。

変更の4点目である遊漁料の改定については、「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の要件について検討します。

54ページにお進みください。番匠川漁協においては、漁場利用度の指標として採捕日数の比を使用しています。

組合員については組合に報告のあった漁場日誌に基づく採捕日数です。

遊漁者においては日券の販売枚数、及び年券の販売枚数に聞き取りに基づく年間の遊漁日数8を乗じた数により採捕日数を求め、その比を記載しています。

負担額については、組合員の場合は賦課金及び行使料の合計額から組合員鑑札の発行等、組合員のためだけに要する費用を差し引いた額、遊漁者の場合は遊漁料の合計額から遊漁券販売手数料等、遊漁者のためだけに要する費用を差し引いた額をそれぞれ増殖及び漁場の管理に要する費用負担額として考え、それらの比を記載しています。

表中の数字はいずれも百分率で記載しています。

令和3年度を例にとって説明しますと、組合員と遊漁者の延べ採捕日数の合計のうち、65%が組合員、35%が遊漁者であるということを示しています。その一方で、組合員と遊漁者が負担している増殖及び漁場の管理に要する費用総額のうち、89%を組合員が、11%を遊漁者が負担しています。すなわち、令和3年度では漁場利用度に比して、組合員の方が多く費用を負担しているということがわかります。

令和3年度から令和5年度の平均値が緑で示した行のとおりです。

これに対し、今回の遊漁料改定後は、遊漁者の負担割合が増大し、組合員が85%、遊漁者が15%を負担することを見込んでいます。過去3年間の状況よりも、組合員と遊漁者の負担の比が漁場利用度の比に近づく見込みであることがわかりますので、今回の遊漁料改定により負担の公平性が向上するといえます。

また、採捕日数当たりの負担額は依然として組合員の方が多い見込みであり、遊漁者に対して過度の負担を課すものではないことがお分かりいただけるかと思えます。

したがって、遊漁料の改定についても遊漁規則の認可要件を満たしていると考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

- 議長 ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。
- 後藤委員 アユのルアーの使用禁止ということですが、理由は危険じゃないかということで、あまり見たことはないのですが、どれくらいのルアーが川の中に沈んでいるとお考えでしょうか？
- 利光主事 現状すでにそういった、ルアーが大量に流出しているという事案があるわけではございません。
- と言いますのも、資料の49ページをご覧ください。「あゆ漁のルアー使用の禁止」の変更理由としまして、明文化されていなかった内規の明文化としています。
- 従来から漁協では遊漁規則に書かない、いわゆる内規あるいはお願いという形で、ルアーの使用はしないでください、ということになっていたところ、今回新たに明文化するというもので、これまでもアユのルアー釣りは行われていなかったということでございます。
- したがって、現状ルアーが大量に流失して問題になっているわけではございませんが、そもそもその内規が制定された理由として、特にちょんがけの際に危険が見込まれるので、あらかじめ禁止して、お願いしていたということです。
- 後藤委員 釣り人からすれば、問題ないのであれば提起しなくてもよいのではと思いますが。
- 利光主事 新たにできるようにすることで問題が生じてしまうよりは、現状のまま、明文化する形でこれまで通り、問題なくちょんがけを安全に行えるようにしたいということです。
- 後藤委員 禁止する理由が明確ではないということで、締め出しにならないのですか？
- 利光主事 認可要件について、資料の53ページをご覧ください。認可の要件として、「遊漁を不当に制限するものではないこと」とされており、水産庁によりますと、資源の増殖ですとか、漁場環境の保

護のために制限を設けることは問題ないとされていまして、特に問題となるのは、組合員ではできることなのに、遊漁者はできないといった、差別的な取り扱いをするのであれば、それは不当ということなのです。

一方で、今回については、漁業者についても同じような禁止を設けていますので、差を設けていませんので、不当な制限には該当しないと考えています。

後藤委員

川の中に針があるのは、ルアーだけではないと思いますが、なんとなく、ルアー釣りが悪いというイメージに持っていかれているような気がします。

ここに記載されてしまうと、これは規則になりますので、できないということになりますから、若干公平ということには思えないということで質問させていただきました。

議 長

今の意見に議長ではなく、日田漁協の組合長としての意見ですが、なぜうちでもルアーを禁止しているかに関しては、普通の友釣りの場合は、竿の長さで一区間、一区間という形で空けていくんですけど、ルアーの場合は、どこまで流したのかがわからない。そうすると、釣っている人の横まで流しているかもしれないし、あの人釣れているからその辺まで流そうということがある。ルアーに針を4～5本とかつけて釣っているんですよ。昔でいうごろびきなんですよ。ルアーにかかるだけじゃなくて、その後ろについている針にもかかるからですね、今のところはうちも禁止にしているんです。

今、宇佐山郷さんだけが許可していますが、ほかのところは大概禁止にしているんですけど、今の私の意見のようなことで、禁止。

どこからどこまでルアーは投げていいとかはっきり決めてからでないと、いいですよとは言えないですね。

秦(和)委員

うちも禁止にしているんですけど、遊漁の人がルアーを河川で投げて、そうすると私なんか組合員が仕掛けてあるカニかごとか漁具を投入しちよった時に、それにひっかけて、そのまま引き切って帰るんですね。私も3～4年前にあったんですけど、カニかご

を上げる時に綱を引き上げるときに、ルアーがついとして私の手にルアーの針が突き刺さって、針に返しがあって整形外科に行ってとってもらった。

ルアーはアユかけとは別に、そういう危険があるのかなど。場所とか、長さ制限とかを設けて、ルアーをさせるようにしていかないと、組合員が迷惑をこうむるという状況になろうかと思う。

後藤委員

漁協さんがどう考えているかということだと思うんですけど、遊漁者の金額もそうなんですけど、どんどん禁止にしていくと、遊漁者も少なくなってくるということも事実かと思います。そうになると、また金額もどんどん上がってってしまうということもあろうかかと思っています。ですので、先ほどお話があったように、期間や区間を決めたりとか、すこし譲歩をしておいた方が、今後皆さんが楽しく、そして漁協さんにも迷惑がかからないのではないかなということに発言させていただきました。

議 長

釣りをするのにルアーで釣る方が安いから遊漁者は増えると思う。その点はいいと思うけど、アユ釣りの長い針をつけてするという部分だけ、私たちとしてはちょっと危ないかな、ということです。

後藤委員

あとは規則の問題だと思いますので、そういうことであればまたご検討いただきたいと思います。

議 長

他にご意見もないようですので、第7号議案の「番匠川漁業協同組合遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議 長

異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

続いて第8号議案の「堅田川漁業協同組合遊漁規則の変更につ

いて」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

## 参 事

議案書の59ページをお開きください。

漁業法第170条第3項の規定に基づき、堅田川漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

60ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、73ページから76ページに、現行の堅田川漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

61ページをご覧ください。変更内容は、1 うなぎの穴釣りの解禁、2 筒づけ、つけばりの数量制限、3 夜間の漁の禁止、4 遊漁料の改定、5 遊漁販売店の追加、オンライン遊漁券の導入、6 遊漁承認証、漁場監視員証の様式の廃止及び記載事項の本文への列記、及び7 その他内容の変更を伴わない文言の修正の7点です。

変更内容の詳細については、62ページからの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

新旧対照表のうち、64ページをご覧ください。遊漁料の改定の詳細をご説明します。右欄のとおり、現行規則ではあゆについては手釣、竿釣の遊漁券と、あゆかけ、いわゆるちよんがけの遊漁券とで別々に設定されていましたが、これらの券を全て統合し、あゆについては一律1日券1,000円、年券5,000円とし、追加料金なしにスーツ・シュノーケルの使用も行えるようになっていきます。

あゆかけについては遊漁料の値上げとなっています。また、ちよんがけでとったあゆを餌に使ううなぎを釣る、穴釣りについても今回解禁していますが、その過程であゆとうなぎを両方とることになることから、あゆと、うなぎのうち筒づけ、つけばり以外の漁法も統合することとしています。

この結果、うなぎ単体の券については、筒づけ及びつけばりという、仕掛けをしかけてから翌日以降に回収する漁法のみが残ることとなったことから、1日券の設定がなくなっています。

えのはについては、従来1日券500円、年券2,000円で

あったところ、1日券1,000円、年券5,000円として、値上げとなっています。

うなぎとえのはについては、従来一緒に記載されていたところ、実際にはそれぞれ別々に券を発行していたことから、遊漁料の改定に合わせて表でも記載を分離しています。

モクズガニについては、従来かごづけ1個あたり600円との設定となっていたところ、1年、1個あたり1,200円に値上げとなっています。これに合わせて、かごづけの遊漁券が年券であることを規則上も明示しています。

では、変更理由についてご説明します。61ページに戻ってください。1のうなぎの穴釣りの解禁については、ちょんがけで漁獲したあゆでうなぎを穴釣りしたいとの要望があったためです。

2点目の筒づけ及びつけばりの数量制限並びに3点目の夜間の漁の禁止については、遊漁規則上明文化されていなかった内規を明文化するものです。

なお、この2及び3の変更内容について、堅田川漁協からは行使規則についても同趣旨の内容を含んだ認可申請を受けています。組合員の筒づけの数量制限は1人10個以内、つけばりの数量制限は、1人20本以内と遊漁者の場合と数量が異なっています。

3の夜間の漁の禁止は、転落等の水難事故を防ぐためです。なお、うなぎのつけ針やかにかごといった夜間に作業を行うものではないものは、「夜間の漁」の禁止の対象外としています。

4の遊漁料の改定については、組合員と遊漁者の漁場利用度に応じた増殖費用の負担については、のちほどご説明します。

5の遊漁販売店の追加、オンライン遊漁券の導入については、遊漁券の取り扱いを新たに開始するためです。

6の遊漁承認証及び漁場監視員証の様式の廃止、及び記載事項の本文への列記につきましては、オンライン遊漁券サービスで発行される遊漁券の記載事項を遊漁規則本文に列記することとしています。

これに合わせて、様式を規定していた監視員証についても様式を廃止し、同様に記載事項を本文中に列記しています。

そのほか、付随する文言修正や、明確化のために一部の文言を修正しています。

71ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は令和8年1月1日です。ただし、周知期間を要さない、オンライン遊漁券の導入、遊漁販売店の追加及び様式の廃止に係る改正は認可の日から施行します。

最後に、知事が遊漁規則を認可する要件についてです。変更のうなぎの穴釣りの解禁、遊漁販売店の追加、オンライン遊漁券の導入、各種様式等の廃止と記載事項の列記、内容の変更を伴わない文言修正は遊漁の制限とは無関係です。

2点目の筒づけ及びつけばりの数量制限については、組合員に対しても異なる数量で設けることとしていますが、遊漁者に対してその漁法を使えなくするわけではなく、組合員の生活依存度を考慮した必要最小限度の制限であるといえることから、不当な制限には該当しません。

3点目の夜間の漁の禁止は、同内容の記載を組合員に対しても設けますので、不当な制限には該当しません。

変更の4点目である遊漁料の改定については、「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の要件について検討します。

72ページにお進みください。堅田川漁協においては、漁場利用度の指標として漁獲量の比を使用しています。組合員は漁場日誌に基づき、遊漁者は漁獲日数や組合員の漁獲量から推定し、漁獲量の比を記載しています。

負担額については、組合員のためのみに要する費用を差し引いた額、遊漁者のためのみに要する費用を差し引いた額の比を記載しています。

表中の数字はいずれも百分率で記載しています。

令和3年度から令和5年度の平均値が緑で示した行のとおりです。

これに対し、今回の遊漁料改定後は、組合員が70%を漁獲し、遊漁者が30%を漁獲するというように組合員の漁獲量が増大するとともに、遊漁者の負担割合が増大し、組合員が76%、遊漁者が24%を負担することを見込んでいます。

過去3年間の状況よりも、組合員と遊漁者の負担の比が漁場利用度の比に近づく見込みであることがわかりますので、今回の遊

漁料改定により負担の公平性が向上するといえます。また、漁獲量当たりの負担額は依然として組合員の方が多く見込みであり、遊漁者に対して過度の負担を課すものではないことがお分かりいただけるかと思えます。

なお、改正後に大幅に組合員の漁獲量の比率が増大しているのは、もくずがにの遊漁料の値上げに伴い、かごづけの遊漁券を5枚以上購入する場合、組合員の賦課金及び行使料の合計が、遊漁券を購入するよりも安くなる料金設定となるためです。

これを機に正准問わず組合員への加入を見込んだ試算となっています。

したがって、遊漁料の改定についても遊漁規則の認可要件を満たしていると考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

後藤委員

オンライン遊漁券に関して、ずいぶん便利なんですけど、まだ入れてない漁協さんもあると思うんですけど、今後進めていくようなことになるんでしょうか？

利光主事

まだオンライン遊漁券を導入していない漁協もあります。便利さは他の漁協から聞いて、導入することを考えているという話自体は聞いていますが、使用料金等もありますので、それを含めて検討されているということです。

具体的に決まったものがあれば、また当委員会で諮問させていただきます。

後藤委員

オンライン遊漁券を販売することによって、漁協さんの収益が上がっているかどうかの一つになるのかと思う。通常、販売店のこともありますので、そこに行かなければ買えない。そうなると、行って見て入れそうだったからそのまま入った、というようなことにもなりますので、オンライン遊漁券が良くても悪くても評価しないといけないと思いますので、今後そのような情報があれば共有いただければと。

議 長

うちでもオンラインやっていて3年目になるんですけど、やっぱり増えてきてるんですよ。

ただ、川の中に入ったときとかが分かりにくいんですよ。電波が届くところは、映ってしまうんですけど、届かないところのために車載券とか全部作ったんですよ。車に券を置いて、入漁しなさいよということで。

秦(和)委員

事務局に聞きたいんですけども、遊漁にカゴとか、つけばりとか、料金を設定して、遊漁をさせようとして組合員よりも遊漁料を払うからと、そういった許可漁業を入れていたら、組合員よりも組合にお金を払わないといけなくなる規程かなと思うんです。

うなぎのカゴ、つけばりについて、組合員と遊漁で差があるんでしょうか。いろんなことを遊漁にさせるように門戸を開いて、そこで料金を賦課しているんですけど、今後はそれをするによって、組合員と遊漁の差がなくなる気がするんですけど、そのへんはどうですか？

利光主事

今回のうなぎの筒づけとつけばりにつきましては、これまで内規としていた数量制限を、組合員の行使規則、遊漁者の遊漁規則にそれぞれで明文化しております。堅田川漁協については、うなぎの筒づけは一人5個以内、つけばりは一人10本以内と遊漁規則に新たに規定するものです。これに対して、組合員の方では、筒づけは10個以内、つけばりは20本以内ということになっておりまして、これまでと同様数量制限は組合員さんの方が多くできるような状態です。

また、関連すると話として、カニかごにつきましては5個以上という大規模に行くような場合は、むしろ組合員になった方が料金も安く抑えられるということで、多く漁獲して組合員になった方が妥当であるという人については、積極的に組合員に加入するように勧めていくということで堅田川漁協からは聞いています。

議 長

他にご意見もないようですので、第8号議案の「堅田川漁業協同組合遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議長

異議がないようですので、第8号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

続いて第9号議案の「玖珠郡漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参事

議案書の77ページをお開きください。

漁業法第170条第3項の規定に基づき、玖珠郡漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

78ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、82ページから85ページに、現行の玖珠郡漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

79ページをご覧ください。変更内容は、1 遊漁販売店の整理の1点です。変更内容の詳細については、80ページの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

79ページに戻ってください。変更理由は、遊漁販売店について、電話番号が変更となったものが1件、新規の遊漁販売店の追加が1件あったためです。

81ページをお開きください。本改正の施行予定時期は認可の日です。令和7年8月中の認可を予定します。

知事が遊漁規則を認可する要件についてですが、変更内容である遊漁販売店の整理については、遊漁の制限とは無関係です。

また、遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はあ

りませんか。

ご意見もないようですので、第9号議案の「玖珠郡漁業協同組合遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議長

異議がないようですので、第9号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

続いて第10号議案の「日田漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参事

議案書の86ページをお開きください。

漁業法第170条第3項の規定に基づき、日田漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

87ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、93ページから98ページに、現行の日田漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

88ページをご覧ください。変更内容は、1 手漕ぎ舟・ボートの1日券の新設、2 大山ダム湖における電機モーター付き舟・ボートのうち、電動船外機1馬力未満のものの解禁、及び3 個別の遊漁販売店に係る記載の削除の3点です。

変更内容の詳細については、89ページからの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

1点目と2点目のボート券に関連する部分について、ご説明します。89ページの新旧対照表における、ボート券の金額に係る表の部分をご覧ください。

手漕ぎ舟・ボートについて2,100円の日券を新設しています。年券と日券の価格差は、下の行の動力付き舟・ボート券で既に設定されている価格差を参考としているということです。

次に、2行目に記載しています、従来松原ダム湖に限っていたエンジン付き舟・ボートの券について、大山ダム湖でも使用を新たに認めます。ただし、この場合動力は1馬力未満の電機モーター船外機に限るものとしています。また、表の3行目として、大山ダム湖における1馬力未満の電機モーター船外機に限った券について、手漕ぎ舟・ボートに準じた価格設定のものを追加しています。

では、変更理由についてご説明します。88ページに戻ってください。

1の手漕ぎ舟・ボートの1日券の新設については、松原ダム湖において従来から認めていたエンジン付き舟・ボートの券には1日券の設定があったのに対し、手漕ぎ舟・ボートには1日券の設定がなかったことから、2点目の大山ダム湖における電機モーター付き舟・ボート券の新設を契機として合わせて1日券を設定するものです。

2の大山ダム湖における電機モーター付き舟・ボートのうち、電動船外機1馬力未満のもの解禁は、大山ダム湖面利用協議会に電機モーター付きの舟・ボートの解禁を日田漁協が要望したところ、認められたことから、遊漁規則に反映するものです。

なお、大山ダム及び松原ダムの大まかな位置を99ページに、大山ダム湖の利用方法等について定めた大山ダム湖面利用計画を100ページから107ページにそれぞれお示ししています。

この大山ダム湖面利用計画は令和7年3月24日付けで改正されたものですが、104ページにて電動船外機1馬力未満の電機モーター付きボートが利用可能であることが新たに明記されています。

88ページにお戻りください。3の個別の遊漁販売店に係る記載の削除について、遊漁販売店の増減に伴う遊漁規則改正に係る負担を低減するためです。

従来、遊漁規則には個別の遊漁販売店を全て明記することとしていましたが、水産庁に確認したところ、組合のホームページ等で遊漁者にわかるように遊漁販売店が更新されるのであれば、遊漁規則の変更を要しない旨の確認が取れたことによります。

92ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は認可の日です。認可は、令和7年の8月中を予定しています。

最後に、知事が遊漁規則を認可する要件についてです。ボート券の変更に係る改正及び個別の遊漁販売店に係る記載の削除について、いずれも遊漁に対する新たな制限ではありませんので、不当な制限には該当しません。また、ボート券の金額についても、既存の券と比較して遊漁者の負担を増加させるものであるとは考えられません。

これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

秦(和)委員 電機モーターのバッテリーは何時間くらい持つんでしょう。

議長 電機モーター用のバッテリーというのがあって、それを使えば半日くらいは軽く持つんじゃないかと。漁場に行けば、止めるからですね。また、帰るとき、釣れなかったときに少し動くくらいなので。

今、うちは漁場がないので、船を入れるという形で大山ダム湖に湖面利用の会があって、そこに言ったら、1馬力であればいれもよいと。ただ、風が吹くと手漕ぎじゃ帰ってこれないんですよ。それでモーターで帰ってくるという形で許可してもらったんです。

秦(和)委員 今、大分川ダムでは、エンジン付きのボートはだめということで、手漕ぎのボートならいいかなと。ただ、漁業権が復帰していない。満水試験が終わっていないので。

将来的には、そこにワカサギをいれて、それをしたときに国交省がそれを認めてくれるとね、非常にいいんですが。

議長 うちも元々国交省の権限のところやったんですけど、水資源開発におろしてきて。だから、日田漁協で、こういう風になっているからいいんじゃないですか、というようなことをやれば通してくれんじゃないですか。

秦(和)委員	良い意見を拝聴しました。
山下委員	遊漁券販売店の記載方法がホームページで記載すればいいという風な形になったということで、今まで前段でいろんな漁協さんが一々変更するのにこういった審議を設けないというところが面倒だと思うんですが、ほかの漁協さんもホームページで公開します、となれば簡便化してよいのではないかなと思いました。
利光主事	日田漁協さんのように漁協さんによってはホームページを作成されておりまして、そこで更新されていけばそういうこともできるんですけど、そうじゃない漁協さんもいらっしゃるんで、その場合は遊漁規則で、ということになります。
山下委員	ないところもあるということですね。わかりました。
議 長	他にご意見もないようですので、第10号議案の「日田漁業協同組合遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	異議がないようですので、第10号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。
	続いて第11号議案の「大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。
参 事	議案書の108ページをお開きください。 漁業法第170条第3項の規定に基づき、大分川漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。 109ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、123ページから129ページに、現行の大分

川漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

110ページをご覧ください。変更内容は、1 あゆの産卵場保護のための禁止区域に係る禁漁期間の延長、2 遊漁する場所での遊漁料加算（500円）の廃止、3 無料遊漁可能者への有償での腕章交付の規定の追加、4 遊漁販売店の整理、5 遊漁承認証及び漁場監視員証の様式廃止、6 その他内容の変更を伴わない文言の修正の6点です。

変更内容の詳細については、111ページからの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

1点目について、変更内容の詳細を説明します。111ページをご覧ください。禁止区域の1点目として、「次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から」と続く禁止区域の記載があります。やや文言ではわかりにくいですので、121ページの図をご覧ください。<sup>あけがわら</sup>明礮橋と府内大橋の間、七瀬川と大分川本流の合流点付近を図示したものです。

ここで水色の禁止区域①として示している部分に相当します。

これは、大分県漁業調整規則第34条第14号で定めている保護水面と同内容で規定したものであり、いわゆる確認的規定として遊漁規則にも同内容の規制を設けているものです。

これに対し、同内容区域で、既存の期間の満了後にあたる11月21日から12月31日の期間で禁止区域を設定することとしています。

期間の変更ではなく、同区域で別期間の禁止区域の設定としたのは、保護水面相当の確認的規定にあたる部分と、漁協が自主的に設定する部分とで趣旨が異なっており、混同を防ぐためです。

114ページをご覧ください。七瀬川における禁止区域です。区域は、「大分市大字下宗方字古川1027番に管理者が設置した標木から～」といった記載となっておりますが、こちらも文言ではわかりにくいですので、121ページの図をご覧ください。

こちらの禁止区域は、図中黄緑色の禁止区域②として示している部分に相当します。こちらの区域は、先ほどの禁止区域①とは異なり、従来から漁協が自主的に設定していたものになります。禁漁期間は9月20日から11月20日まででしたが、この期間

を12月31日までに改めます。

では、変更理由についてご説明します。110ページに戻ってください。

1の禁漁期間の延長については、気候変動により、従来11月20日ごろまでには終わっていたあゆの産卵が後ろ倒しになっており、12月中までが産卵時期となっていることによるものです。なお、大分川漁協から遊漁規則改正と同時に申請を受けている行使規則改正においても、同内容の改正について申請を受けています。

2の遊漁する場所での遊漁料加算の廃止については、これまでの実務でも加算は行っていなかったことから、実務に合わせて規則を改正するものです。

3の無料遊漁可能者に対する有償での腕章交付の規定の追加についてです。これは、外見により無料遊漁可能者であるか否か判断が困難であることから、本人が希望する場合、資材相当額の400円を組合に納付すれば、年券の腕章の交付を受けることができることとしています。なお、特に希望しない場合は腕章を受けずに遊漁することも可能です。

4の遊漁販売店の整理については、遊漁承認証の取扱いを停止する販売店があるためです。

5の遊漁承認証及び漁場管理員証の様式の廃止について、印刷や資材の都合等から、形式の調整を行う場合に、様式を遊漁規則中に規定していると遊漁規則の変更を要するためです。そのため、遊漁規則中には記載事項の列記のみを行い、様式については廃止するものです。

そのほか、付随する文言修正や、明確化のために一部の文言を修正しています。

122ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は認可の日です。認可は、令和7年の8月中を予定しています。ただし、禁止区域に係る改正は周知期間を要しますので、令和8年1月1日から施行します。

最後に、知事が遊漁規則を認可する要件についてです。改正のうち、あゆの産卵場保護のための禁止区域に係る禁漁期間の延長以外のものについては、遊漁の制限には該当しません。

また、あゆの産卵場保護のための禁止区域に係る禁漁期間の延

長については、行使規則においても同内容の改正を行うこととしていることから、組合員との取扱の差異を生むものではなく、遊漁への不当な制限には該当しません。

したがって、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議 長           ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

後藤委員       期間の問題なんですけど、長くなっているということなんですけど、9月20日を少し下げるということはありえないんでしょうか。

秦(和)委員     保護水面が9月20日になっているので、それに合わせてます。保護水面の方が変えられないので。

最近の温暖化で産卵期が去年も後に下がっていて、11月20日以降に産卵して、今年度は自然遡上がすごく多くあがっています。

そういったものを有効に活用したいということで申請をあげました。

議 長           他にご意見もないようですので、第11号議案の「大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同       異議なし

議 長           異議がないようですので、第11号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

続いて第12号議案の「津江漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事           議案書の130ページをお開きください。  
漁業法第170条第3項の規定に基づき、津江漁業協同組合か

ら知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

131ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、139ページから146ページに、現行の津江漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

132ページをご覧ください。変更内容は、1 ボート類の使用を解禁し、ボート券を新設するもの、2 個別の遊漁販売店に係る記載の削除、3 遊漁する場所での遊漁料加算1,000円の新設、4 その他内容の変更を伴わない文言の修正の4点です。

変更内容の詳細については、133ページからの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

では、変更理由についてご説明します。132ページに戻ってください。1のボート使用の解禁については、遊漁者のボート使用の解禁について要望があったためです。なお、ボート券に係る収入は、ボートをダム湖面に下ろすためのスロープ及び駐車場の堆積物撤去作業の費用等、ボート利用に関連する費用に充当する予定であるということです。

2の個別の遊漁販売店に係る記載の削除について、日田漁協と同様に遊漁販売店の増減に伴う遊漁規則改正に係る負担を低減するためです。津江漁協においては、組合のSNSにおいて遊漁販売店を明示するとのことです。

3の遊漁する場所での遊漁料1,000円の加算の新設については、その収入を漁場監視活動に係る経費に充当するためです。

そのほか、付随する文言修正や、明確化のために一部の文言を修正しています。

137ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は認可の日です。認可は、令和7年の8月中を予定しています。

最後に、知事が遊漁規則を認可する要件についてです。個別の遊漁販売店に係る記載の削除については、遊漁の制限には該当しません。

また、遊漁する場所における遊漁料の加算の新設については、遊漁それ自体の制限には該当しません。また、加算分の遊漁料に

については、漁場の監視活動の費用として充当する予定のものであり、増殖費用に充当する遊漁料本体とは性質が異なります。

最後に、ボート券の新設についてです。ボート類の使用について、従来遊漁者は全面禁止となっていたところ、今回60馬力までのものについて使用を解禁されるものです。したがって、今回の変更は遊漁を不当に制限するものには該当しません。

ボート券の金額の妥当性については、138ページをご覧ください。津江漁協における組合員がボート類を使用する場合の金額と、県内の内水面漁協で遊漁規則においてボート類の使用料を定めているものとの比較を馬力別に示しています。

いずれの馬力区分においても、組合員と比較して遊漁者の使用料は安く設定されており、遊漁者に不公平な負担を課すものではないことがわかります。また、他の内水面漁協との比較においては、著しく高額ではないことが見て取れるかと思えます。

したがって、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 60馬力は禁止なんよね。

利光主事 60馬力を超えるものは禁止です。

議長 60馬力まではいいの。

利光主事 60馬力までであればいいということです。

実際に使うかどうかという別問題はありますが、規則上はそういったことです。

議長 60馬力をいれるとね、バス釣りが増えるんじゃないかと思っ  
てね。ちょうど日田漁協の一つ上のダムからやから、おちてくる  
よね、バスが。まあいるのはいるんやけどね。松原ダムにもい  
るのはいるんやけど。

60までいってことね。

利光主事           そうですね。60馬力までは禁止しないということで聞いています。

議 長               松原ダムでは何馬力までやったかな。

利光主事           遊漁規則上は特に制限がないようです。

秦(和)委員        会長のところも60馬力なるんじゃない。

議 長               なるやろうね。ただ、岸からの釣り人がいるときは、引き波があるから飛ばさないでくれと言っている。外からのコイ釣りとかがいるので。そうすると、あんまり激しくいかれると波がくるので、それは気を付けてくれと言っている。それに違反したときは、罰も激しく言うようにしている。まあそういうところを津江漁協さんも言ってくれば。

山下委員           素朴な疑問なんですけど、先ほどのボートの話で、サップと書いているんですけど、遊漁じゃないただのスポーツの場合、お金はどうなっているんですかね。自由に入っているんですか。

議 長               うちの場合は、申請はしてくれと。ここの区間でサップをしますよとか。

あと、うちは、カヌーの小さいやつがあるじゃないですか。その選手がいるので、ここからこの間の瀬の中をやりたいとか言ってくる。いつからいつまでと。だから申請は出してくださいと。そうしないと、うちの組合員とか釣り人と揉めたらいかんから。

山下委員           スロープとかは使わせてもらっていいということですか。

議 長               そうです。

議 長               他にご意見もないようですので、第12号議案の「津江漁業協同組合遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議長

異議がないようですので、第12号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

これで議案の審議はすべて終わりました。

続いて、その他の事項にうつります。

「①漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局から説明してください。

参事

その他の事項なんですけれども、議長にお諮りしたいんですが、時間的にかなり押してしまいましたので、報告事項については、皆様帰ってから確認していただくということでご了解いただけないかと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

議長

ただいま事務局から、後で見てくださいということなんですけど、いかがでしょうか。

後藤委員

もちろん結構なんですけど、資料も多くてですね。この場でこれを見て審議しろというのはちょっと難しい話かなって思うんです。できれば可能な限り事前に資料をいただける方が委員会としては良いかなと思いました。

参事

分かりました。次回以降ちょっと検討させていただきたいと思います。

後藤委員

もちろんメール等で構いませんので。

議長

次からは、ある程度要約して、分かりやすいところだけをまとめて持ってきていただきたいということで、よろしくお願ひします。

参事

今回特に議題が多くて資料が多くなってしまったこともありま

して、次回はもう少し効率よくできるようにやりたいと思います。

報告事項については、この場での報告は省略させていただいて、皆様読んでいただいて、何かご質問があれば事務局の方に連絡していただければ回答させていただくということでご理解いただきたいと思いますということで、その他の報告についてはこれで終わらせていただければと。

議 長

ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

ないようであれば、これで本日の議案及び報告がすべて終了しましたので、委員会を終了します。スムーズな進行についてご協力ありがとうございました。

参 事

長時間にわたるご審議お疲れ様でした。これをもちまして委員会を閉会します。

以上、第22期大分県内水面漁場管理委員会第2回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和7年7月31日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員